

大和市告示第154号

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年9月24日

大和市長 古谷田 力

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市日曜日及び土曜日における市役所窓口の一部開庁の実施に関する要綱（平成23年大和市告示第108号）の一部を次のように改正する。

別表保険年金課の項中「加入」を「資格の取得」に改め、「転入又は転出に伴う国民健康保険異動届の受付は」及び「転入に伴う国民年金異動届の受付は」を削る。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。